

伊方発電所2号機 第1回定期事業者検査の実施について

伊方発電所2号機（廃止措置作業中）は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、本日より第1回定期事業者検査(廃止措置段階)を実施します。

定期事業者検査は、廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設（性能維持施設）について、機能・性能の確認を行うものです。

1. スケジュール

定期事業者検査開始日 : 令和3年 1月12日
定期事業者検査終了日 : 令和3年 4月20日（予定）

2. 定期事業者検査を実施する主な設備

- (1) 発電用原子炉施設の一般構造
(原子炉補助建家)
- (2) 原子炉本体
(原子炉容器周囲のコンクリート壁等)
- (3) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
(使用済燃料ピットクレーン、使用済燃料ピット等)
- (4) 原子炉冷却系統施設
(原子炉補機冷却水ポンプ等)
- (5) 放射性廃棄物の廃棄施設
(補助建家排気筒等)
- (6) 放射線管理施設
(補助建家排気筒ガスモニタ等)
- (7) 原子炉格納施設
(原子炉格納容器等)
- (8) その他発電用原子炉の附属施設
(ディーゼル発電機等)
- (9) その他主要施設
(海水ポンプ、消火栓等)

以上